

企業行動規範の制定等に伴う上場制度の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	4
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	5
4. 企業行動規範に関する規則の制定	8
5. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	12
6. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	13
7. 有価証券上場規程の取扱い要領の一部改正新旧対照表	15
8. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	18
9. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	39
10. 企業行動規範に関する規則の取扱いの制定	42
11. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	46
12. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	47

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者からの申請により行うものとする。<u>この場合における上場申請に係る株券の取扱いについては、本所が定めるところによるものとする。</u></p>	<p>(申請による上場)</p> <p>第2条 有価証券の上場は、当該有価証券の発行者からの申請により行うものとする。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(適時開示に係る宣誓書等)</p> <p>第7条の3 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を<u>上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p>	<p>(適時開示に係る宣誓書等)</p> <p>第7条の3 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)</p> <p>第7条の4 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該株券又は優先出資証券の上場を承認した場合には、当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書(その内容を記載した資料を含む。)を<u>上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p>	<p>(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)</p> <p>第7条の4 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該株券又は優先出資証券の上場を承認した場合には、当該新規上場申請者のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書(その内容を記載した資料を含む。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>
<p><u>第4章の2 企業行動規範</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(<u>企業行動規範</u>)</p>	
<p>第12条の2 <u>上場会社は、別添「企業行動規範に関する規則」に定めるところにより、適切な企業行動等を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

第4章の3 上場市場の変更

(上場市場の変更)

第12条の3 (略)

2～6 (略)

(上場市場の変更審査料)

第12条の4 (略)

2～6 (略)

(上場市場の変更審査)

第12条の5 (略)

2・3 (略)

(申請によらない上場市場の変更)

第12条の6 (略)

2 (略)

(テクニカル上場時の引継ぎ)

第20条 上場会社が株券上場審査基準第4条第

3項各号(Q-Boardの上場会社にあつては、同第6条第2項各号をいう。)の規定の適用を受けて上場した会社である場合における当該上場会社(当該上場会社が発行者である上場株券等を含む。以下この条において同じ。)に対する本所が定める規定の適用については、当該上場会社を株券上場審査基準第4条第3項各号(Q-Boardの上場会社にあつては、同第6条第2項各号をいう。)の適用に伴い上場廃止となった会社(当該会社が発行者である株券等を含む。)と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

付 則

第4章の2 上場市場の変更

(上場市場の変更)

第12条の2 (略)

2～6 (略)

(上場市場の変更審査料)

第12条の3 (略)

2～6 (略)

(上場市場の変更審査)

第12条の4 (略)

2・3 (略)

(申請によらない上場市場の変更)

第12条の5 (略)

2 (略)

(新設)

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条の規定は、この改正規定施行の日以後に株券上場審査基準第4条第3項各号（Q-Boardの上場会社にあつては、同第6条第2項各号をいう。）の適用を受けて上場した会社（当該会社が発行者である上場株券等を含む。）から適用する。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査)</p> <p>第2条 株券及び優先出資証券の上場審査(Q-Boardへの上場申請が行われた株券に係るものを除く。)は、新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ(以下「新規上場申請者の企業グループ」という。)に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</u> <u>コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。</u></p> <p><u>(4)・(5) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場審査)</p> <p>第2条 株券及び優先出資証券の上場審査(Q-Boardへの上場申請が行われた株券に係るものを除く。)は、新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ(以下「新規上場申請者の企業グループ」という。)に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3)・(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(Q-Boardへの上場審査)</p> <p>第5条 Q-Boardへの上場申請が行われた株券の上場審査は、新規上場申請者並びに新規上場申請者の企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</u> <u>コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制が適切に整備され、機能していること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年5月1日から施行する。</p>	<p>(Q-Boardへの上場審査)</p> <p>第5条 Q-Boardへの上場申請が行われた株券の上場審査は、新規上場申請者並びに新規上場申請者の企業グループに関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(削る)	<p><u>(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)</u></p> <p><u>第1条の2 上場株券の発行者は、株券の投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 本所は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合であって、本所が必要と認めるときは、当該発行者に対し前項に規定する水準へ移行するよう投資単位の引下げを勧告することができる。</u></p> <p><u>3 前項の勧告を行った場合において、勧告に沿った対応が当該発行者によって行われなときは、本所はその旨を公表することができる。</u></p>
(削る)	<p><u>(買収防衛策の導入に係る尊重事項)</u></p> <p><u>第1条の3 上場会社は、買収防衛策（上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。以下同じ。）を導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。）する場合は、次の各号に掲げる事項を尊重するものとする。</u></p> <p><u>(1) 開示の十分性</u> <u>買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 透明性</u></p>

(削る)

(会社情報の開示)

第2条 (略)

2～6 (略)

7 上場会社は、MSCB等（企業行動規範に関する規則第4条第1項に規定するMSCB等をいう。）を発行している場合は、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定めるところにより開示しなければならない。

(1) 月間のMSCB等の転換又は行使の状況
翌月初め

買収防衛策の発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）及び廃止（買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

2 本所は、上場会社が前項各号に掲げる事項を尊重していないと認める場合には、その旨を公表することができる。

(株式分割等に係る努力等)

第1条の4 上場会社は、株式分割等を実施する場合は、流通市場に混乱をもたらすことのないよう努めるものとする。

2 本所は、上場会社が実施する株式分割等が、流通市場に混乱をもたらすおそれがあると認める場合には、その旨を公表することができる。

(会社情報の開示)

第2条 (略)

2～6 (略)

(新設)

(2) 月初からのMSCB等の転換累計若しくは行使累計又は同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合に、当該転換又は行使の状況

該当後直ちに

8 (略)

7 (略)

付 則

この改正規定は、平成20年5月1日から施行する。

企業行動規範に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、上場会社（上場株券の発行者をいい、優先株及び社債券の発行者を含む。以下同じ。）が行う企業行動について適切な対応を求める事項を定める。

2 上場会社は、流通市場の機能及び株主の権利を尊重するものとする。

第2章 株式等

(望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等)

第2条 上場会社は、上場株券の投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとする。

(株式分割等に係る努力等)

第3条 上場会社は、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更（以下「株式分割等」という。）を実施する場合は、流通市場に混乱をもたらすことのないように努めるものとする。

(MSCB等の発行に係る尊重義務)

第4条 上場会社は、MSCB等を発行する場合は、流通市場への影響及び株主の権利に配慮するものとする。

2 上場会社は、MSCB等を発行する場合は、MSCB等を買受けようとする者によるMSCB等の転換又は行使を制限するよう本所が必要と認める措置を講じるものとする。

3 前項の規定は、本所が適当と認める場合には適用しない。

第3章 機関等

(書面による議決権行使等)

第5条 上場会社は、株主総会を招集する場合には、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、株主（同項第2号に掲げる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の全部に対して法の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合は、この限りではない。

(議決権行使を容易にするための環境整備)

第6条 上場会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として本所が別に定める事項を行うよう努めるものとする。

(上場会社の機関)

第7条 上場会社は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役会又は委員会（会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。）
- (3) 会計監査人

(公認会計士等)

第8条 上場会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明をいう。）を行う公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者（以下「公認会計士等」という。）として選任するよう努めるものとする。

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

第9条 上場会社は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務を適正に確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定するものとする。

第4章 その他

(買収防衛策の導入に係る尊重事項)

第10条 上場会社は、買収防衛策（上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。以下同じ。）を導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。以下同じ。）する場合は、次の各号に掲げる事項を尊重するものとする。

- (1) 開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

(2) 透明性

買収防衛策の発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）及び廃止（買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

（内部者取引の未然防止に向けた体制整備）

第11条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による法第166条及び第167条の遵守を確保するために必要な情報管理体制の整備を行うよう努めるものとする。

（反社会的勢力排除に向けた体制整備等）

第12条 上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努めるものとする。

第5章 公表等

（勧告及び公表措置）

第13条 本所は、次の各号に掲げる場合であつて、本所が必要と認めるときは、当該上場会社に対し勧告することができる。

- (1) 上場株券の最近の投資単位として本所が定める価格が50万円以上である場合
- (2) 上場会社が第4条第2項の規定に違反した場合その他の上場会社によるMSCB等の発行について流通市場への影響及び株主の権利への配慮が著しく欠けると本所が認める場合
- (3) 上場会社が第5条及び第7条から第9条までの規定のいずれかに違反した場合
- (4) 上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合

2 前項の勧告を行った場合において勧告に沿った対応が当該上場会社によって行われな
いとき又は前項各号に掲げる場合であつて本所が必要と認めるときは、本所はその旨を
公表することができる。

- 3 第1項第3号又は第4号に該当した場合は、上場会社は、直ちに本所に報告するものとする。
- 4 本所は、次の各号に掲げる場合は、その旨を公表することができる。
 - (1) 上場会社を実施する株式分割等が、流通市場に混乱をもたらすおそれがあると本所が認める場合
 - (2) 上場会社が第10条各号に掲げる事項を尊重していないと本所が認める場合

付 則

- 1 この規則は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第7条及び第9条の規定は、この規則施行の日から1か年経過した日以後に最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えた上場会社から適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第7条第2号及び第3号の規定は、Q-B o a r dの上場会社においては当分の間、これを適用しないものとする。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(不適当な合併等の審査にかかる申請)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の申請を行う場合は、当該上場会社は、 幹事会員が作成した本所所定の「確認書」を提出するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年5月1日から施行する。</p>	<p>(不適当な合併等の審査にかかる申請)</p> <p>第3条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(実効性の確保)</u></p> <p><u>第11条の3 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の2及び第14条から第16条までの規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(テクニカル上場時の引継ぎ)</u></p> <p><u>第17条 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が第4条第2項各号の規定の適用を受けて上場した投資法人である場合における当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人（当該投資法人が発行する上場不動産投資信託証券及び当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を含む。以下この条において同じ。）に対する本所が定める規定の適用については、当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人を第4条第2項各号の適用に伴い上場廃止となった投資法人（当該投資法人が発行する不動産投資信託証券及び当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を含む。）と同一のものとし、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないと認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成20年5月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第17条の規定は、この改正規定施行の日以後に第4条第2項各号の適用を受けて上場した投資法人（当該投資法人が発行する不</p>	

動産投資信託証券及び当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を含む。) から適用する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（申請による上場）関係</p> <p><u>(1) 第1項の上場申請に係る株券の取扱いについては、次のa又はbに定めるところによる。</u></p> <p><u>a 上場申請に係る株券は、原則として、単一銘柄であって、かつ、当該上場申請に係る株券の数がその発行済株式数と同数であることを要する。</u></p> <p><u>b 上場申請に係る株券の発行済のものうち、一部に上場に適さない株券があると本所が認めた場合には、上場に適さない株券を除く発行済の株券について上場を認めることができるものとする。ただし、当該上場に適さない株券を除く発行済の株券の数が上場申請に係る株券の発行済総数の50%以上であることを要するものとする。</u></p> <p><u>(2)・(3) (略)</u></p>	<p>1. 第2条（申請による上場）<u>第2項</u>関係（新設）</p> <p><u>(1)・(2) (略)</u></p>
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、a、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～nの4 (略)</p> <p>nの5 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1. (2) dの(d)の口の(ロ)又は<u>4. (1) cの(c)の口の(ロ)</u>に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等が<u>有価証券報告書</u>に準じて作成した本所が適当と認める書類</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、a、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～nの4 (略)</p> <p>nの5 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1. (2) dの(d)の口の(ロ)又は<u>4. (1) aの(e)の口の(ロ)</u>に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等が<u>開示府令第15条第1号イ</u>に規定する「<u>第3号様式</u>」に準じて作成した本所が適当と認める書類</p>

○ (略)

(5) (略)

11. の4 第7条の4 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係

第7条の4に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(5)までに掲げる事項をいうものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況(反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を含む。)

(5) その他本所が必要と認める事項

16. 第12条の3 (上場市場の変更) 関係

(1)～(3) (略)

17. 第12条の4 (上場市場の変更審査料) 関係

(1)・(2) (略)

18. 第12条の6 (申請によらない上場市場の変更) 関係

(1)～(3) (略)

20. 第20条 (テクニカル上場時の引継ぎ) 関係

第20条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 株券上場廃止基準第3条の5、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の2及び第14条から第15条まで並びに第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第4条

○ (略)

(5) (略)

11. の4 第7条の4 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係

第7条の4に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(5)までに掲げる事項をいうものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(5) その他本所が必要と認める事項(反社会的勢力排除に向けた体制整備に係る事項を含む。)

16. 第12条の2 (上場市場の変更) 関係

(1)～(3) (略)

17. 第12条の3 (上場市場の変更審査料) 関係

(1)・(2) (略)

18. 第12条の5 (申請によらない上場市場の変更) 関係

(1)～(3) (略)

(新設)

(2) 株券上場廃止基準第2条第9号(第2条の2第4号において読み替える場合を含む。)

(3) 株券上場廃止基準の取扱い1. (11)

aからfまで

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 改正後の11.の4の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に株券等の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券等の新規上場を申請する者は、改正後の11.の4(1)から(5)までに掲げる事項を記載した第7条の4に規定する報告書を、平成20年7月31日までに(同日までに本所が新規上場を承認していない場合にあつては、本所が新規上場を承認する日に)本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間は、改正前の11.の4(1)から(5)までに掲げる事項を記載した第7条の4に規定する報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 施行日において現に上場されている株券等の発行者は、改正後の11.の4(1)から(5)までに掲げる事項を記載した第7条の4に規定する報告書を、平成20年7月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p><u>（a）新規上場申請者の企業グループの利益計画及び収支計画に合理性があること。</u></p> <p><u>（b）新規上場申請者の企業グループの今後の損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、新規上場申請者の企業グループが、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、今後の損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>イ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる<u>合理的な見込みがあるとき。</u></p> <p>ロ 新規上場申請者の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が<u>客観的な事実に基づき見込まれる</u>など当該状況の改善が認められる<u>とき。</u></p> <p>ハ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合</p>	<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類（有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。）及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係 （新設）</p> <p><u>（a）新規上場申請者の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この（2）及び（3）において同じ。）が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>イ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる<u>見込みのあること。</u></p> <p>ロ 新規上場申請者の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が見込まれるなど当該状況の改善が認められる<u>こと。</u></p> <p>ハ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合</p>

において、当該企業グループが近い将来に相応の利益を計上することが合理的に見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改善が客観的な事実に基づき認められるとき。

(削る)

(c) 新規上場申請者の企業グループの経営活動（事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下同じ。）が、次のイからニまでに掲げる事項その他の事項から、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの事業活動が、次の（イ）及び（ロ）に掲げる状況にあること。

（イ） 仕入れ、生産、販売の状況、取引先との取引実績並びに製商品・サービスの特徴及び需要動向その他の事業の遂行に関する状況（企業グループの構造に関する観点を除く。）に照らして、事業活動が安定かつ継続的に遂行することができる状況にあること。

（ロ） 企業グループの構造が、継続的な事業活動の遂行を著しく妨げるものではないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループの設備投資及び事業投資等の投資活動が、投資状況の推移及び今後の見通し等の状況に照らして、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと。

ハ 新規上場申請者の企業グループの資金

において、当該企業グループ、近い将来に相応の利益を計上することが見込まれ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改善が認められること。

（b） 新規上場申請者の企業グループが、新規上場申請者が相応の剰余金配当又は優先的配当（優先出資法に規定する優先的配当をいう。）を行うに足りる利益を計上する見込みのあること。

(c) 新規上場申請者及びその資本下位会社等の仕入れ、生産、販売その他の経営活動が、取引先との取引実績、製商品の需要動向その他の事業の遂行に関する状況に照らして、安定的かつ継続的に遂行することができる状況にあること。この場合において、資本下位会社等に係る状況の検討については、新規上場申請者の企業グループに及ぼす影響の重要性を考慮して行うものとする。（以下この（2）において同じ。）。

調達等の財務活動が、財務状況の推移及び今後の見通し等に照らして、経営活動の継続性に支障を来す状況にないこと。

ニ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約をいう。以下同じ。）について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(削る)

(削る)

(削る)

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他の特定の者との間で、取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供及び享受を含む。以下同じ。）その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項（有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (4) cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。）について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(e) 新規上場申請者及びその資本下位会社等の資産の保全及び経営活動の効率性を確保するため、経営管理組織（社内諸規則を含む。）が適切に整備、運用されている状況にあること。

(f) 新規上場申請者及びその資本下位会社等の従業員の異動又は出向者の受入れ等の状況が、事業の安定的な遂行に必要な人員が確保されない状況にあるなど、継続的な経営活動を阻害するものでないこと。

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者及びその資本下位会社等が、その特別利害関係者、人的関係会社又は資本的関係会社その他の特定の者に対し、取引行為（間接的な取引行為及び無償の役務の提供を含む。以下この(2)において同じ。）その他の経営活動を通じて不当に利益を供与していないこと。

イ 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者（財務諸表等規則第8条第17項に掲げる関連当事者をいう。以下同じ。）その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性及び取引価格を含めた取引条件の妥当性を有すること。

ロ 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。

(b) 新規上場申請者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。））、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）。以下同じ。）の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(c) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のイからハまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する

(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、取締役、執行役（協同組織金融機関の理事長、副理事長及び理事を含む。以下同じ。）又は会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は監査委員（協同組織金融機関の監事を含む。以下同じ。）に就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(新設)

状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループ（新規上場申請者の企業グループを除く。以下同じ。）の事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、通常取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。以下同じ。）と著しく異なる条件での取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。

ハ 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

c 第3号関係

(新設)

(a) 新規上場申請者の企業グループの役員
の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの役員
の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合において、新規上場申請者は、企業行動規範に関する規則第7条から第9条までの規定を尊重するものとする。

ロ 新規上場申請者の企業グループにおいて、企業の継続及び効率的な経営の為に
役員
の職務の執行に対する牽制及び監査

が実施され、有効に機能していること。

(b) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織（社内諸規則を含む。以下同じ。）が、適切に整備、運用されている状況にあること。

ロ 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、適切に整備、運用されている状況にあること。

(c) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

(d) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(e) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用され、また、最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。

d 第4号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認

c 第3号関係

(新設)

められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

- (b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項が適切に記載されていると認められること。

イ 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等の投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の(イ)から(ニ)までに掲げる事項

(イ) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容

(ロ) 許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由

(ニ) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生し

- (a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、次に掲げる事項が分かりやすく記載されていること。この場合において、優先出資証券の上場を申請するときは、普通出資の総口数が増加した場合に優先出資の希薄化が生じるおそれがある旨及び当該希薄化への対応方針についても分かりやすく記載されていること。

イ 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項

(イ) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項

(ロ) 許認可等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。)の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由

(ニ) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発

た場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(削る)

(c) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下このイ及びロにおいて同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該親会社等が発行する株券等が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する

生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(b) 新規上場申請者及びその資本下位会社等の会計組織が、採用する会計処理の基準等に照らして、適切に整備、運用されている状況にあること。

(c) 新規上場申請者及びその資本下位会社等が、その特別利害関係者、人的関係会社若しくは資本的関係会社その他の特定の者との間の取引行為又は資本下位会社等の株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(d) 新規上場申請者が、会社情報の管理に係る社内規程に基づき経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。

親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1
1. dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等(継続開示会社である場合を除く。)
が有価証券報告書に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

(削る)

d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、当該親会社等から独立した経営活動の確保の状況について次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) 新規上場申請者（新規上場申請者の資本下位会社等を含む。以下この（a）から（c）までにおいて同じ。）又は親会社等の不利益となる取引行為を親会社等又は新規上場申請者が強制し、又は誘引していないこと。

(b) 新規上場申請者と親会社等が、通常の取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

(c) 新規上場申請者が、事実上、親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

(d) 次のイ又はロに適合すること。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の（イ）又は（ロ）及び（ハ）に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約する

e 第5号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

ロ 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を尊重していること。

(b) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと。

こと。

(イ) 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

e 第4号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(b) 新規上場申請者が買収防衛策（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項に規定する買収防衛策をいう。以下同じ。）を導入している場合には、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項各号に掲げる事項を尊重している

(c) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(d) (略)

(3) (略)

4. 第5条 (Q-B o a r d への上場審査) 関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあると認められること。また、内部者取引の未然防止に向けた体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものについて、法令等に準じて作成されており、かつ、次のイからハまでに掲げる事項その他の事項が、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえて、適切に記載されていると認められること。

イ 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途等の投資者の投資判断上有用

こと。

(新設)

(c) (略)

(3) (略)

4. 第5条 (Q-B o a r d への上場審査) 関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(新設)

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項がわかりやすく記載されていること。

この場合において、リスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、

な事項

ロ 新規上場申請者の事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況等の投資者の投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項

ハ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次の

(イ) から (ニ) までに掲げる事項

(イ) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項の内容

(ロ) 許認可等の有効期間その他の期限が法令又は契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令又は契約等により定められている場合には、当該事由

(ニ) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(削る)

(c) 新規上場申請者の企業グループが、その関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、新規上場申請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る 1. (2) c の (a) ロに掲げる事項等、投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

(b) 新規上場申請者及びその資本下位会社等の会計組織が、採用する会計処理の基準等に照らして、相応に整備され、適切に運用されている状況にあること。

(c) 新規上場申請者及びその資本下位会社等が、その特別利害関係者、人的関係会社若しくは資本的関係会社その他の特定の者との間の取引行為又は資本下位会社等の株式の所有割合の調整等により、新規上場申

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう。以下このイ及びロにおいて同じ。）が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該親会社等が発行する株券等が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の（イ）又は（ロ）及び（ハ）に掲げる事項に同意

請者の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。

(d) 新規上場申請者が、会社情報の管理に係る社内規程に基づき経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該会社情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。

することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い1
1. dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等(継続開示会社である場合を除く。)
が有価証券報告書に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

(削る)

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループが、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、その関連当事者その他の特定の者との間で、原則として、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループとその関連当事者その他の特定の者との間に取引が発生している場合において、当該取引が取引を継続する合理性を有し、また、取引価格を含めた取引条件が新規上場申請者の企業グループに明らかに不利な条件でないこと。

(e) 新規上場申請者が、四半期財務・業績の概況を、適時、適切に開示することができる状況にあること。

b 第2号関係

(a) 新規上場申請者及びその資本下位会社等が、その特別利害関係者、人的関係会社又は資本的関係会社その他の特定の者との間で、新規上場申請者に明らかに不利な条件で取引等を行っているものでないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループの関連当事者その他の特定の者が自己の利益を優先することにより、新規上場申請者の企業グループの利益が不当に損なわれる状況にないこと。

(b) 新規上場申請者の役員相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(c) 新規上場申請者が親会社等を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、次のイからハまでに掲げる事項その他の事項から、新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループの事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。

ロ 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、原則として通常の取引の条件と著しく異なる条件での

(b) 新規上場申請者の役員構成が事業計画の達成に適切な構成となっていること。

(c) 新規上場申請者が公開前に調達した資本の調達・運用方法が適切であること。

取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。

ハ 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること。

(削る)

c 新規上場申請者が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいい、これに相当する外国会社を含む。）及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このcにおいて同じ。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) 親会社等又は新規上場申請者が、原則として新規上場申請者（新規上場申請者の資本下位会社等を含む。以下この(a)及び(b)において同じ。）又は親会社等の不利益となる取引行為を強制し、又は誘引していないこと。

(b) 新規上場申請者と親会社等が、原則として通常の取引の条件（例えば市場の実勢価格をいう。）と著しく異なる条件で事業上の取引その他の取引を行っていないこと。

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、

この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等（親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。次のロにおいて同じ。）が発行する株券が国内の金融商品取引所に上場されていること（当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。）。

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等（前イに適合する親会社等を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の（イ）又は（ロ）及び（ハ）に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

（イ） 新規上場申請者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

（ロ） 新規上場申請者が、当該親会社等（継続開示会社である場合を除く。）が開示府令第15条第1号イに規定する「第三号様式」に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに本所に提出

し、本所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

(新設)

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループにおいて、効率的な経営のために役員職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していることその他の事項から、その企業グループの役員が適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が相応に整備され、適切に運用されている状況にあることその他の事項から、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

(c) 新規上場申請者の企業グループの経営活動の安定かつ継続的な遂行及び内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあると認められること。

(d) 新規上場申請者の企業グループがその実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

(e) 新規上場申請者の企業グループにおいて、その経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用され、また、最近において重

大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあると認められること。

d 第4号関係

(a) 株主の権利内容及びその行使の状況が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、公益又は投資者保護の観点で適当と認められること。

イ 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

ロ 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、企業行動規範に関する規則第10条各号に掲げる事項を尊重していること。

(b) 新規上場申請者の企業グループが、経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争を抱えていないこと。

(c) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(d) 新規上場申請者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(e) (略)

(2) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成20年5月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の1. (2)

d 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(b) 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと。

(c) 新規上場申請者が買収防衛策を導入している場合には、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の3第1項各号に掲げる事項を尊重していること。

(新設)

(d) (略)

(2) (略)

a (c) イ、1. (2) e (c) 及び4. (1)
d (d) の規定は、この改正規定施行の日以後
に新規上場申請を行う者から適用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
(削る)	<p><u>1. 第1条の2 (望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等) 第2項関係</u></p> <p><u>(1) 第2項に規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日からさかのぼって1か年における本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格（その日に約定がない場合は、直近の最終価格）をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。（以下この取扱いにおいて同じ。）</u></p> <p><u>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第8項の規定に基づき開示された内容、投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>1. の2 第1条の3 (買収防衛策) 第2項関係</u></p> <p><u>第2項に規定する「上場会社が前項各号に掲げる事項を尊重していない」かどうかの認定については、買収防衛策の内容及びその開示状況を総合的に勘案して行うものとする。</u></p>
(削る)	<p><u>1. の2の2 第1条の4 (株式分割等に係る努力等) 関係</u></p> <p><u>(1) 第1項に規定する「株式分割等」とは、株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更をいう。</u></p>

1. (略)

2. の2 第2条(会社情報の開示)第8項関係
第8項に規定する「本所が定める親会社等に
関する事項」とは、次の(1)から(5)まで
に定める事項をいうものとする。

(1)～(5) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のa
からnまでに掲げる事項について決議又は決
定を行った場合に、当該aからnまでに定め
るところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

(a)・(b) (略)

(c) 目論見書(届出仮目論見書及びこれら
の訂正事項分を含む。)

作成後直ちに

この場合において、上場会社は、当該目
論見書(法第13条第1項前段及び第3項
の規定により作成されたものを除く。)を
本所が公衆の縦覧に供することに同意する
ものとする。

(d) 安定操作取引関係者(施行令第20条
第3項各号に規定する安定操作取引の委託
等を行うことができる者をいう。)のリス
ト

施行令第22条第2項から第4項までの

(2) 第2項に規定する「流通市場への混乱を
もたらすおそれがある」かどうかの認定につ
いては、株式分割等の比率、株式分割等実
施後の投資単位その他の株式分割等の態様等を
総合的に勘案して行うものとする。

1. の3 (略)

2. の2 第2条(会社情報の開示)第7項関係
第7項に規定する「本所が定める親会社等に
関する事項」とは、次の(1)から(5)に定
める事項をいうものとする。

(1)～(5) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のa
からnまでに掲げる事項について決議又は決
定を行った場合に、当該aからnまでに定め
るところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

(a)・(b) (略)

(c) 目論見書(届出仮目論見書を含む。)

作成後直ちに

この場合において、上場会社は、当該目
論見書(法第13条第1項前段及び第3項
の規定により作成されたものを除く。)を
本所が公衆の縦覧に供することに同意する
ものとする。

(新設)

規定により安定操作取引をすることができ
る期間の初日の前日まで

(e) (略)

b～j (略)

k 第9号に掲げる事項

基準日に関する日程表

当該期日の3週間前（3週間前より後に決
議又は決定を行った場合は、決議又は決定後
直ちに）

l～n (略)

(4)～(7) (略)

付 則

この改正規定は、平成20年5月1日から施行
する。

(d) (略)

b～j (略)

k 第9号に掲げる事項

基準日に関する日程表

当該期日の2週間前

l～n (略)

(4)～(7) (略)

企業行動規範に関する規則の取扱い

1. 第4条（MSCB等の発行に係る尊重義務）関係

- (1) 第4条第1項に規定するMSCB等とは、上場会社が第三者割当その他50名に満たない者を相手方とする募集により発行する次のaからcまでに掲げる有価証券であつて、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。
- a 新株予約権付社債券（同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券（法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は法第2条第1項第17号に掲げる有価証券で同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）及び新株予約権証券であつて、一体で売買するものとして発行されたものを含む。）
 - b 新株予約権証券
 - c 取得請求権付株券（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行する上場株券等であるものをいう。）
- (2) 第4条第2項に規定する本所が必要と認める措置とは、上場会社がMSCB等を買受けようとする者（以下「買受人」という。）と締結する契約（以下「買受契約」という。）において、新株予約権等の転換又は行使をしようとする日を含む暦月において当該転換又は行使により取得することとなる株券等の数（以下「行使数量」という。）が当該MSCB等の発行の払込日時点における上場株券等の数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の転換又は行使（以下「制限超過行使」という。）を行うことができない旨その他の（5）に規定する内容を定めることをいう。
- (3) 前（2）に規定する行使数量について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより計算するものとする。
- a 当該MSCB等を複数の者が保有している場合 当該複数の者による新株予約権等の行使数量を合算する。
 - b 当該MSCB等以外に当該上場会社が発行する別のMSCB等で新株予約権等を転換又は行使することのできる期間（以下「行使可能期間」という。）が重複するもの（以下「別回数MSCB等」という。）がある場合 当該MSCB等と当該別回数MSCB等の新株予約権等の行使数量を合算する。
- (4) （2）に規定する上場株券等の数について、次のa又はbに該当する場合は当該a又はbに定めるところにより取り扱うものとする。
- a 当該MSCB等の発行の払込日後において株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合 上場株式数に公正かつ合理的な調整を行う。

- b 当該上場会社が当該M S C B等を発行する際に別回号M S C B等がある場合 当該別回号M S C B等に係る（2）及び前aの規定に基づく上場株券等の数とする。
- (5) （2）に規定する買取契約において定める内容は、次のaからdまでに掲げる内容をいう。
- a 上場会社は、M S C B等を保有する者による制限超過行使を行わせないこと。
- b 買受人は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の転換又は行使に当たっては、あらかじめ、上場会社に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- c 買受人は、当該M S C B等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上場会社との間で前bの内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも前bの内容を約させること。
- d 上場会社は、前cの転売先となる者との間で、a及びbの内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にもa及びbの内容を約すること。
- (6) （2）に規定する買取契約には、次のaからeまでに掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。
- a 対象株券等が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等（以下「合併等」という。）が行われることが公表されたときから、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
- b 上場会社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
- c 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- d 新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合
- e 新株予約権等の行使可能期間の最終2か月間（M S C B等の発行時の行使可能期間が2年以上の場合に限る。）
- (7) 第4条第3項に規定する本所が適当と認める場合とは、次のaからdまでに掲げるすべての要件を満たす場合その他本所が適当と認める場合をいう。
- a 業務提携又は資本提携のためにM S C B等を発行すること。
- b 上場会社と買受人との間で対象株券等（新株予約権等の転換又は行使により交付される株券等をいう。以下同じ。）について取得後6か月以上の保有が約され、その旨が公表されること。
- c 当該買受人が、当該保有を約した期間中において当該対象株券等に係る株券等貸借取引を行わないこと。
- d 当該買受人が、当該買受け（買受けを行うことを決定している場合を含む。）後から当該保有を約した期間が終了するまで当該株券等に係る店頭デリバティブ取引を行わ

ないこと。

2. 第6条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係

第6条に規定する本所が別に定める事項とは、次のaからfまでに掲げる事項をいう。

- a 定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日と同一の日を、定時株主総会の日と定めないこと。
- b 株主総会の招集の通知を会社法第299条第1項に規定する期日よりも早期に発送すること。
- c 株主総会の招集の通知及び会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第36条の2に規定する参考書類（以下「招集通知等」という。）を、招集通知等の発送後速やかに電磁的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
- d 招集通知等を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
- e 電磁的方法により議決権の行使を行うことができる状態に置くこと。
- f その他株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に向けた事項

3. 第13条（勧告及び公表措置）関係

- (1) 第13条第1項第1号に規定する最近の投資単位として本所が定める価格とは、直前事業年度の末日以前1年間における本所の売買立会における当該上場株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。）をいう。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における本所の売買立会における当該上場株券の最終価格（その日に約定がない場合は、直近の最終価格）をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。
- (2) 第13条第1項第1号の規定に基づく勧告は、次のaからcまでに掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行う。
 - a 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第7項の規定に基づき開示された内容
 - b 投資単位の引下げに関する方針についての取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）
 - c 株式の分布状況
- (3) 第13条第1項第2号の規定に基づく勧告は、MSCB等の行使条件、発行数量及び当該発行に伴う株式の希釈化の規模、月間の行使数量に関し講じられる措置の内容その他の事情を総合的に勘案して行う。
- (4) 第13条第4項第1号に規定する流通市場への混乱をもたらすおそれがあるかど

うかの認定は、株式分割等の比率、株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等を総合的に勘案して行う。

- (5) 第13条第4項第2号に規定する上場会社が第10条各号に掲げる事項を尊重していないかどうかの認定には、買収防衛策の内容、その開示状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

付 則

この取扱いは、平成20年5月1日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(13) (略) (14) 株主の権利の不当な制限 a 第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っているとして本所が認めた場合を含むものとする。 (a)～(c) (略) <u>(d) 上場株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと本所が認める場合は、この限りでない。</u> <u>(e) 上場株券より議決権が多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと本所が認めるものに限る。）</u> b・c (略) (15) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年5月1日から施行する。</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(13) (略) (14) 株主の権利の不当な制限 a 第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」には、上場会社が次に掲げる行為を行っているとして本所が認めた場合を含むものとする。 (a)～(c) (略) (新設) (新設) b・c (略) (15) (略)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い (不動産投信特例第4条関係)</p> <p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(9) 第1項第3号aからcまでに適合するかどうかの審査は、新規上場申請書類(第3条の規定に基づき不動産投資信託証券の上場を申請した者が提出した書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 第3号d関係</u></p> <p><u>(a) 不動産投資信託証券の新規上場を申請した者の企業グループが反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資家保護の観点から適当と認められること。</u></p> <p><u>(b) その他公益又は投資家保護の観点から適当と認められること。</u></p> <p><u>12. テクニカル上場時の引継ぎの取扱い(不動産投信特例第17条関係)</u></p> <p><u>第17条に規定する本所が定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 第11条の3の規定において準用する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の2及び第14条から第15条まで</u></p> <p><u>(2) 8.(10)の2 aからdまで</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い (不動産投信特例第4条関係)</p> <p>(1)～(8)の2 (略)</p> <p>(9) 第1項第3号aからcまでに適合するかどうかの審査は、新規上場申請書類(第3条の規定に基づき不動産投資信託証券の上場を申請した者が提出した書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の3.(9)d(a)の規定は、この改正規定施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。